

# 一般財団法人 WIN WIN 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は一般財団法人 WIN WIN (Women In New World, International Network) と称する。

(事務所)

第2条 当法人は主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

2 当法人は理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的および事業)

第3条 当法人は、国会及び地方議会に女性議員を増加させることをはじめ、社会のあらゆる場面において女性リーダーを増やし、女性の社会進出を促進することにより、社会が発展し、変化することを目的として、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 議会議員選挙への立候補者に対する支援活動
- (2) 議会にクオータ制の導入を実現するための勉強会や啓発活動
- (3) 女性議員を目指す人や、実業界や民間団体でのリーダーを目指す女性の育成に資するためのセミナー、研究会、講演会の企画・実施及び学習塾・赤松政経塾の運営
- (4) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する著作・出版事業

第4条 当法人の活動は超党派的であって、女性候補者個人を支援するものである。

## 第2章 会員

第5条 次に掲げるものを以って当法人の会員とする。また会員の性別は問わない。

- (1) 当法人の趣旨に賛同すること。
- (2) 会員としての年会費10,000円を納めること。  
なお、7月1日～12月31日の入会者については、初年度の年会費は半額とする。
- (4) 申込書に必要な事項を記載し、本会に提出すること。

第6条 会員としてふさわしくない行動があったものは、運営委員会の決議によりこれを除名することが出来る。

- 2 会費を3年以上滞納した場合は運営委員会の決定により退会したものとみなすことができる。

第7条 会員は死亡、退会、除名によりその資格を失う。

- 第8条
- 1 会員は第5条の2に定める会費を支払うことにより会の運営を支える。
  - 2 会員は国政選挙・地方選挙において、会が推薦する 女性候補、現職議員を支援することができる。
  - 3 会員はそれらの候補者、現職議員に関する情報を受けることができる。
  - 4 会員は会費の使途について文書による報告を受ける権利がある。

## 第2章 当法人の運営

第9条 当法人に次の役員・組織を置く。

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 代表理事 | 1名                    |
| 評議員  | 3名以上10名以内（運営委員会を構成する） |
| 理事   | 5名以上15名以内（運営委員会を構成する） |
| 事務局長 | 1名（運営委員会を構成する）        |
| 監事   | 2名以内（運営委員会を構成する）      |

第10条 代表理事は当法人を代表する。

第11条 運営委員会は、当法人の業務を処理する。

## 第3章 資産及び会計

第12条 当法人の資産は次のものからなる。

- (1) 東京都渋谷区2丁目23番地1 ニュー・ステイト・メナー  
7階 725室 19.15㎡
- (2) 基本財産 300万円
- (3) 会費
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

第13条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第14条 事業報告、収支決算、事業計画、収支予算は、理事会の決裁を経て会員に報告する。

附則 ・本会則は2016年2月17日から施行する。